第10回　教育基本法に関する学生のコメント（21020）

Ａ

教育基本法という言葉は、中学では社会の時間に、高校では現代社会の時間に出てきたため、もちろん聞いたことはありますし、知っています。しかし、実際に教育基本法の内容をしっかりと読んだことはなかったので、新鮮な気持ちで読むことができ、色々と考えさせられました。

講義ノートに書いてあるように、私は「子どもの特性や個性を伸ばすことが1番大切な教育分野において、なぜ法律で規制して、教育を画一化する必要があるのだろう」とまさに思っていました。今回の授業で、「学校ごとに大きな差が生じないように」「問題解決の時の方策」など様々な理由があることを学びました。つまり、法律で教育の仕方を標準化・画一化することによって、格差をなくし公平なものにする、児童・生徒がどこにいようと同じような教育が受けられるようにする、ということが主な理由です。また、私は教育基本法に書かれている内容は、堅苦しくよくわからない、子どもの特性や個性を伸ばすことなど書いていなく、法律に縛られるような内容ではないかと思っていました。しかし、教育基本法は教育の目的から始まって、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い…」や「各個人の有する能力を伸ばし…」と書いてあり、しっかりこのような内容も明記されていることに感動しました。しかし、教育基本法には少し疑問点がありました。教育の目標にある「真理を求める態度を養い…」の部分で、私は、学校では真理よりも解法や試験対策を学ぶ方が多かったような印象があります。そのような学び方によって、機械的に覚えたりテストのための勉強をしたりと、その時にはできるが今は思い出せないということになってしまいました。他の学校ではそうではなかったのかもしれませんが、少なくとも私の学校ではそうでした。これが学校ごとに格差をなくした公平な教育なのでしょうか。これがどこにいても同じような教育を受けていると言えるのでしょうか。このような問題は、その学校やその学校の教師によって変わってくると思います。教育基本法は、教育のあるべき姿を示した「理想」であり、そのような理想は未だ現実とは乖離状態であると思いました。

私はそのような教育の仕方をせず、教育の基本原則が明示されている教育基本法基づいて、教育活動をしていきたいです。そのためにも教育基本法をはじめ、教育に関する様々な法律について更に理解を深めていきたいなと思います。

Ｂ

今まで、教育法規や教育基本法の名前、存在は知っていた。しかし、学校ごとの教育の進め方に大きな差を生じさせないように、全体に共通するルール設定、共通した教育内容や教育方法を設定する、また、問題解決が遅れないように、何らかの問題が起こったときに、その解決のための体制や方法をあらかじめ決めておく、など、日本のとても大きな教育・保育システムを運営するための基盤となるものであると知り、言われてみれば当たり前ではあると思ったが、改めてしっかり知ることができて良かった。

大事だと思ったことは、前述した｢大規模な教育・保育システムにおいて、教育の大きな差を生じさせないこと｣である。中学校までの義務教育では、子どもたちみんなに等しく教育の場・時間が与えられている訳であるから、そこに差があってはならないと思ったからである。しかし、マニュアルだけに従うロボットのような教師というのもなんだか味気ないので、オリジナリティもしっかり持っているような楽しい(面白い？)教師になりたいと思った。

日本国憲法では、教育について、第26条1項で｢すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。｣と定められ、同条2項では｢すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。｣と定められている。ここで興味を持ったというか、お気に入りの部分が、重要なことともされている、｢国民には教育を受ける義務はなく、教育を受けることは権利であり、義務教育の義務は｢教育を受けさせる義務｣であることである｣という部分である。一見、教育を受けることが義務のように思われるが、権利とされているところがとても良いと思った。

教育基本法をじっくり読んだのは初めてであった。堅い文章で取っ付き難い印象ではあるが、教育においての、とても大事なことがたくさん詰まっているので、自分のためにも、将来の児童たちのためにも、しっかりと学んでいきたい。

Ｃ

私はいくつかの条項について考える。

まずは第八条私立学校についてだ。私立学校においては国や県などの公的機関とは全く異なるようなものであると考えていたが、この条項によると、全くそのようなことは無く、私立学校の教育活動に対して自主性を尊重し、教育振興に努めることが記載されている。これにより、公立学校と大きな格差がでにくくなっている工夫が感じられる。

次は第九条の教員についての項目である。ここでは、教員は役割を重んじ、絶えず自分自身も学習をし、その責務を果たさなくてはならないとある。教員は他の仕事と比べると、一生にかけて勉強をするという点では変わらないだろう。しかし、その研究を続けていく上で新たに発見したことなどを落とし込んでいくことも重要である。最後は大学教員に主に当てはまることになるが、そのほかの教員は毎日自分の分野に関する学習を市、生徒にいかにして覚えやすく説明する授業をつくるかが、問われてくるのだと思う。

最後は第十四条の政治教育についてである。ここに当てはまる主な教員としては、t中学校の社会科や高等学校の公民科の教員であろう。自分自身の政治的な考えを述べずに説明をするということは比較的容易ではない。しかし、教員の話というものは生徒にとって大きく影響をしてくるものなので、ここに関しては私も気を付けていきたいと改めて感じた。

Ｄ

教育基本法を読んでみると、基本法と書いてあるとおり、日本の教育に関する根本的・基礎的な法律であることが感じ取れます。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもあるそうです。

教育基本法の文章で関心を持ったことのひとつに、教育の目的の文章があります。教育の目的には、｢教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。｣というように書かれています。私たちは何気なく学校に通っており、なぜ学校に行かなければならないのだろうと思ったことが1度はあると思います。しかし、教育というのはただ先人たちが残した知識を知るだけではないということがわかります。教育は、それを受けた子どもたちの人格を形成するので、国の平和や人々の健康をも作っているということも書かれています。小学生や中学生の頃だった私は、教育を受けるということは当たり前だと思っていました。当たり前のように、新しい情報や生きていく上での知識を吸収することができていたからだと思います。でもそれは、日本や先進国での話だと思います。教育を十分に受けられない人々もたくさんいると思います。日本は、戦争などの過去の経験から国民全員が安心して暮らせるような仕組みづくりをしている。そのうちの一つが、この教育基本法だと思いました。

上記で義務教育では、みんなが学ぶことができる仕組みがあると書きましたが、それは教育の機会均等という項目でも明記されています。｢すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。｣この文は、有名だと思います。その子どもがどんな状態であったとしても、学ぶことができる。これは素晴らしいことだと思います。

教育という言葉からは色々な考えや思考が生まれると思いますが、その根本を理解する上で教育基本法というものの理解は、とても大切なことだと思いました。

Ｅ

　教育基本法を読んで私は第二章の第五条２と第三章の第十六条２が特に大事な部分であると考える。理由はそれぞれ１つある。

　まず第二章の第五条２が大事な部分だという理由について述べる。学校は大きな社会に出るための練習の場（小さな社会）だと私は考えており、教育においても社会にでたとき必要とされる知識は保持していなければならないと考えているからだ。国が教育を義務付ける理由は将来子どもたちが大人になったとき、子ども達が自分で考え、生きていくうえで教育が必要だと考えたからだと私は考えている。以上の事から第二章の第五条２は大事な部分だと考えられる。

　次に第三章の第十六条２が大事な部分だという理由について述べる。第十六条2を読んで教育を受けるための権利を持っている子どもたちに時代に合った教育や世界情勢を考慮した教育などを行っていく上でとても大切なことだと考える。例として新型コロナウイルス感染拡大防止があげられる。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休校などで各地の教育活動に支障が出ていた。中にはオンラインで授業を行う学校もあったが全ての学校では行われなかった。こういった時に国が施策を総合的に策定し実施することによって教育の水準の維持し、教育活動の格差を無くすことができると考える。以上の事から第三章の第十六条２が大事な部分だと考えられる。

Ｆ

日本には保育所から高校まで含めると、7万を超える学校・施設が存在し、１，700万人を超えるこどもたちが、日々そこで学ぶとともに、160万人の教員がそこで働いている。日本の教育システムがとても大規模である。このような巨大な教育・保育のシステムを運営するためには、全体に共通するルールを設定したり、それぞれの学校の種類ごとに共通した教育内容や教育方法を設定することが必要になる。そうじなければ、同じ「小学校」と呼ばれる学校でも、学校ごとに教育の進め方に大きな差が生じてしまうだろう。

　教育基本法は、戦後日本の教育の理念を宣言するとともに、教育の基本原則を明示する役割が与えられた法律である。教育の理念の宣言とは、戦前期の「教育勅語」に代わって、戦後日本の教育の目的を、個々人の「人格の完成」をめざすものであるとしめしたことであり、教育の基本原則とは、9年間の義務教育制度や男女共学など教育制度の基本的枠組みを示したことにある。日本国憲法と教育基本法によって、日本の教育の基本的あり方が示され、このもとに、教育や学校についてのさまざまな法律が定められることで、教育システムを共通に運営するためのルールが作られている。

　教育基本法がなければ、なんでも好き勝手に指導できてしまうし教育が成り立たなくなってしまうから、必要不可欠なものだと思う。

Ｇ

　教育基本法を読んで私は第二章の第五条２と第三章の第十六条２が特に大事な部分であると考える。理由はそれぞれ１つある。

　まず第二章の第五条２が大事な部分だという理由について述べる。学校は大きな社会に出るための練習の場（小さな社会）だと私は考えており、教育においても社会にでたとき必要とされる知識は保持していなければならないと考えているからだ。国が教育を義務付ける理由は将来子どもたちが大人になったとき、子ども達が自分で考え、生きていくうえで教育が必要だと考えたからだと私は考えている。以上の事から第二章の第五条２は大事な部分だと考えられる。

　次に第三章の第十六条２が大事な部分だという理由について述べる。第十六条2を読んで教育を受けるための権利を持っている子どもたちに時代に合った教育や世界情勢を考慮した教育などを行っていく上でとても大切なことだと考える。例として新型コロナウイルス感染拡大防止があげられる。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休校などで各地の教育活動に支障が出ていた。中にはオンラインで授業を行う学校もあったが全ての学校では行われなかった。こういった時に国が施策を総合的に策定し実施することによって教育の水準の維持し、教育活動の格差を無くすことができると考える。以上の事から第三章の第十六条２が大事な部分だと考えられる。

Ｈ

第十三条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、境域におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に勤めるものとする。」とされていて、学校と地域の協力はとても大事であるが、最近では、学校行事などで、音楽などを流すと地域住民から迷惑がられたり、苦情が入ったりすることもある。協力関係を保つことは難しいと思う。

私は、教育基本法の第十三条に定められている、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」という内容が大事だと思う。学校が教育現場であることは言うまでもないが、教育現場として考えられるのは学校だけではない。家庭や私達の生活と深く関わりのある周辺地域も教育現場として考えられる。これらの現場では、学校の中だけでは実施出来ない教育が存在する。むしろ、学校の外で学べることの方が多いと言える。そういった学びの機会を創出するためにも学校とその周辺地域の連携及び協力が必要不可欠である。また、学校での教育が何の役に立つのか分からないと言う子供達もいるだろう。これからの人生で必要になってくるからである。学校で勉強した内容がどのように使われているかを考えるためにも、学校とその周辺地域における学びの環境を整えることも必要だろう。

Ｉ

　私が教育基本法を読んで興味を持ったことは、第一章の教育の目的及び理念のところです。なぜなら、この話を読みながら、日常生活に照らし合わせて考えてみると、今の日本人に人間としてのしっかりとした知識があるのかという点に私は少し疑問を感じました。例えば、買い物をして定員さんと話すときどんな方にも敬語で「ありがとうございました。」や「お願いします。」などの言葉がしっかりと言える人が私はアルバイトをやっていて少ないなと思いました。特に土木の仕事をしている方、おじいさん・おばあさんなどのお客様は平気で敬語を使わず、声をかけたりするとしっかりとした答えが返ってこず、何度も聞いて、相手が怒るという経験が何度かありました。まず敬語を使わないところから「なぜこの人は敬語を使わないのだろう？」と疑問に思いました。一人の人間なのなら何があっても、どんなときでも敬語をしっかりと使い、受け答えがしっかり出来る人間がたくさん増えてほしいと私は思います。また、これを感じるようになったのは一人の先輩が私にこのような話をしてくれたからです。その日から私はどんな時でも敬語や受け答えを気にしてやるようになりました。また、アルバイトをするときも笑顔を第一にお客様に気持ち良く買い物をしていただけるような接客ができるように心がけるようにしています。この体験談を踏まえ、私は教員になったときには、まず子供たちに礼儀や作法を伝えていきたいと思います。子供たちは大人をみてそれを真似るという話をよく聞きます。したがって、私はしっかりと礼儀のある子供たちになってもらうためにお手本になれる人間になろうと思います。そのためには、今と変わらず礼儀・作法を日々心掛けていきたいです。また、私は笑顔を忘れないことで礼儀・作法をしたときにどのように変わるのかというのを子供たちに伝えていきたいと思います。

Ｊ

教育基本法の存在は以前から知っていたが、内容についてはよく分かっていなかった。しかし、今回の資料を読んで詳しく知ることが出来た。「教育とは良い国民を育成するためのものである。良い国民は良い社会を作り、最終的には良い国を作る。」という言葉を高校時代に教育に関する講演で聞いたことがある。今回の資料で『教育基本法の改正により「愛国心」の育成が教育目標に含みこまれた』という文を読んだとき、その講演を思い出した。当時、その講演を聞いたときに「なるほど！」と強く納得した覚えがある。「教育とは自分の将来のために受けるもの」というのは教育が存在する理由の一つである。しかし、もっと大きく広い視野で見たなら「教育とは良い国民を育成し、良い国にするためである」というのも教育が存在する理由なのだと思った。だから政治家たちは教育について話し合い、より良いものにしようと日々努力しているのだと知ることが出来た。また、今回教育基本法に愛国心の育成が含みこまれているということを知り、講演で聞いたことは正しかったのだなと改めて感じることが出来た。そして、教育の目的を的確にとらえ、実行させるよう促している教育基本法は素晴らしいなと感じた。自分が教員になった時にはただ単に教育基本法を暗記するのではなく、どうしてこのように定められているのかということを考え、理解した上で指導をしたい。教育基本法は単なる決まりではなく、教育の目標に基づき考え抜かれた末に作られたものなのだと改めて知ることができたからだ。これからも時代に合わせて変化していくのであろう教育基本法のように私も環境や時代に合わせて変化し、進化することができる教員になりたい。

ｋ

私は教育基本法を初めてきちんと読んでみて、たくさんの条文があり、これらを基に学校が作られているのだと思いました。私はなぜ中学までが義務教育なのか分からなかったのですが、教育基本法を読んで、理解ができました。また、ただ勉強のことだけが書かれていると思ったら、それは違っていて、平和を願いながら新しい文化の創造を目指す教育を推進すると書かれていて、学校というのはただ勉強するのではなく、個人の価値観を尊重したり、男女の平等を重んじたりするのだと思いました。だから、学校というのは、ただ勉強を教えてもらうのではなくそれ以外にもたくさんのことを学ぶ場でもあると思いました。第二条に書かれていることについて、学校では真理よりも解法や試験対策を学ぶことの方が多かったように思います。もちろん多くの先生は「考える重要性」を解いていましたが、それと授業がリンクしていないケースが多く感じました。特に高校で感じました。

教育基本法や教育行政はとても大切なことだと思いました。なぜなら、日本には、保育所から高校まで含めると、7万を超える学校・施設が存在し、1700万人を超える子どもたちが、日々そこで学ぶとともに、160万人の教員がそこで働いています。このような巨大な教育・保育システムを運営するためには全体に共通するルールを設定したり、それぞれの学校の種類ごとに共通した教育内容や教育方法を設定することが必要になります。そうしなければ、同じ、「小学校」と呼ばれる学校でも、学校ごとに教育の進め方に大きな差が生じてしまいます。例えば、そのような共通のルールがなかったら、受験の時に生徒の学力に差が生じて、点数にも影響が出てしまうと思います。また、子どもたちをめぐって問題が起きた時、解決方法が決めてなかったら、解決できないし、保護者も関係してくると思うから、教育のシステムを作ることは大切だと思いました。だから、教育法や教育行政はなくてはならないものだと思います。

Ｌ

教育基本法を読んで興味を持ったことは第一章の第四条である。これは教育の機会均等について記されている。特に気になった内容は、２の「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」という内容だ。特別支援学校で学ぶ児童及び生徒は、知識のある教員や設備の整った環境で学習できるので比較的十分な教育が受けられると思う。しかし、障害のない子どもが通っている普通学校の中の特別支援学級は、上記の特別支援学校より十分な教育は受けられていないのではないかと思う。私がアルバイトしている学童保育にも「クスノキ学級」と呼ばれる特別支援学級の児童が数人いる。やはりその子たちは他の子と比べて集中力が続かなかったり、驚く行動をしたりする。そのため、その子たちは他の児童とは違う授業や宿題をしている。それらは教育基本法に定められている学力に合った十分な教育だと思う。しかし、特別支援学級を設けていない学校も少なくないと聞く。私の友達が通っていた中学校にはそのような学級はなかったそうだ。では、特別支援学級の対象となる生徒はどうしていたのかと聞くと、隣の中学校に通っていたという。それを聞いて私は、他の子より通学時間がかかるので負担が大きいと思った。また、特別支援学級と普通学級の区別をしていない例もあると聞いた。それでは学力の差や発達状況に差がある場合は十分な教育は受けられないと思う。学童保育のアルバイトを始めて特別支援学級に興味を持ち、将来資格を取りたいと思っているので、第四条に興味を持った。

Ｍ

教育の目的及び理念の教育目標の一から五までが重要だと思いました。

教育目標の一では幅広い知識を身につけ真相を求める態度を養い豊かなこころを築き上げて健やかな身体を養うことを目的としています。この事柄は現代の学習評価基準の観点にも利用されていると思います。

教育目標二では個人の価値を尊重してその能力を伸ばし創造性を培って自主及び自立の精神を養い勤労を重んずる態度を作り上げることが目標です。このことは個人の特性を生かして自立目標から勤労にもつながるので大切だと思います。

教育目標三では男女の平等から公共の精神の形成を目指し平等で公平な社会を作り上げるのに役立っていると思いました。男女の差別化を無くして自由で公平な社会形成につながっていると思います。特に女性の社会進出や権利に向けてとても重要な役割を果たしている。他にも障害のある方との差別をなくし、共に共存する社会の在り方にもつながっています。

教育目標四では生命、自然環境への配慮について共通意識を養い活用することで住みよい社会が形成されることを目標としている。特に環境問題は重要視されていて、最近だとレジ袋の有料化が進みさらに環境への配慮が求められています。私たちの生活はこれからも環境問題と関わりがあるので環境配慮は重要だと考えました。

教育目標五では伝統と文化の尊重から他国を尊重し国際社会の平和を作り上げるのが目標です。このことは今後オリンピックを行うにあたって重要だと考えます。様々な文化や考えを持った国際的な関わり合いが増えるので他国を尊重する態度をしっかり身につけないといけないと思いました。これらの一から五の項目は生活に関することなので非常に興味深いです。改めて教育目標は幅広く多様性があると思いました。教育、創造性、平等、配慮、関わり合いどれも全ての人に当てはまる共通な社会目標でもあると思うので教育目標は重要だと考えました。

Ｎ

教育基本法の存在は以前から知っていたが、内容についてはよく分かっていなかった。しかし、今回の資料を読んで詳しく知ることが出来た。「教育とは良い国民を育成するためのものである。良い国民は良い社会を作り、最終的には良い国を作る。」という言葉を高校時代に教育に関する講演で聞いたことがある。今回の資料で『教育基本法の改正により「愛国心」の育成が教育目標に含みこまれた』という文を読んだとき、その講演を思い出した。当時、その講演を聞いたときに「なるほど！」と強く納得した覚えがある。「教育とは自分の将来のために受けるもの」というのは教育が存在する理由の一つである。しかし、もっと大きく広い視野で見たなら「教育とは良い国民を育成し、良い国にするためである」というのも教育が存在する理由なのだと思った。だから政治家たちは教育について話し合い、より良いものにしようと日々努力しているのだと知ることが出来た。また、今回教育基本法に愛国心の育成が含みこまれているということを知り、講演で聞いたことは正しかったのだなと改めて感じることが出来た。そして、教育の目的を的確にとらえ、実行させるよう促している教育基本法は素晴らしいなと感じた。自分が教員になった時にはただ単に教育基本法を暗記するのではなく、どうしてこのように定められているのかということを考え、理解した上で指導をしたい。教育基本法は単なる決まりではなく、教育の目標に基づき考え抜かれた末に作られたものなのだと改めて知ることができたからだ。これからも時代に合わせて変化していくのであろう教育基本法のように私も環境や時代に合わせて変化し、進化することができる教員になりたい。